

<いわき市男女共同参画推進団体の登録について（概要）>

★ 男女共同参画センターの4つの機能 ★

【啓発機能】

- ・講演会の開催
- ・情報紙の発行
- ・センター来訪者への啓発

【人材育成機能】

- ・研修等への参加を支援
- ・講座等を開催し、男女共同参画の担い手を育成

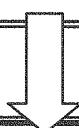
【活動・交流支援機能】

- ・男女共同参画を進める団体や個人の活動及び交流を支援

【情報収集・提供機能】

- ・HP等による情報提供
- ・図書、ビデオ、行政資料などの情報収集、整理、提供

推進団体へ登録すると…



市は、団体活動の安定及び向上・男女共同参画の推進を図るため、次のような支援を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関する情報の提供
→ センターに寄せられる情報の提供を行う。(随時)
- (2) 団体及び団体の活動に関する情報の発信の場の提供
→ HP等を活用し、情報を発信する。(随時)
- (3) 団体活動の場の提供

★ 登録から支援までの流れ ★

行政（男女共同参画センター）

男女共同参画を推進する団体

①登録の申請

[申請書、規約等、会員名簿、活動計画書・報告書、その他]

②登録の可否の検討【要件】

- (1) 男女共同参画推進のための活動を継続的に行ってていること
- (2) 代表者がいわき市内に住所を有し、又は代表者の勤務先若しくは通学先がいわき市内であり、いわき市内で活動している団体であること
- (3) 規約または会則等により、その団体の目的や活動内容等が把握できること
- (4) 構成員が2人以上であり、その団体及び活動に参加を希望する者が、新たに加わることができる団体であること
- (5) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体であること
- (6) いわき市男女共同参画センターの事業や運営等に参加又は協力できる団体であること

③登録の決定・通知（2年ごと更新）……各種支援措置

④各種支援措置

④事業や運営に参加又は協力